

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名       |
|-------|------------|
| 9     | 国民年金に関する事務 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

由仁町は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

北海道 由仁町長

## 公表日

令和7年3月31日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 国民年金に関する事務  |
| ②事務の概要                   | 国民年金法などにに基づき、町で行う年金に関する事務は国民年金第1号被保険者の加入・喪失の届出、任意加入の申出、保険料の免除申請、学生納付特例申請、給付申請、老齢福祉年金や特別障害給付金、年金生活支援給付金の諸届出等々を受理し報告する事務並びに年金相談事務などである。<br>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。<br>①各種申請書受理時の申請者の本人確認及び個人番号の真正性確認に利用する。<br>②上記に挙げた事務において取り扱う情報に対し、日本年金機構の指定により情報の提供を行うために使用する。 |
| ③システムの名称                 | 国民年金システム  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 被保険者台帳情報ファイル             |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | 番号法第9条第1項及び別表46の項、第116の項、第128の項<br>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第59条、第68条の2   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | [ 実施しない ]<br><選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| ②法令上の根拠                  |   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 住民課   |
| ②所属長の役職名                 | 住民課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
| -                        |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 由仁町 総務課 庶務・財政担当<br>〒069-1292 北海道夕張郡由仁町新光200番地 電話0123-83-2111(代表)  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 由仁町 住民課 戸籍・国保担当<br>〒069-1292 北海道夕張郡由仁町新光200番地 電話0123-83-3903(直通)  |
| 9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した   |   |
| 適用した理由                   |   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年3月1日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年3月1日 時点  |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                           |           |  |
|---|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]                                     |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)          |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用                                    |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か         | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託                            |           | [ <input type="radio"/> ]委託しない   |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                       | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)    |           | [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                        | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続                           |           | [ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                           | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                 |   |   |
|---------------------------------|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か     | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない |   |   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か           | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠                           | 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 |   |



## 変更箇所

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明       |
|-----------|---|---|--|------|-----------------|
| 令和1年6月28日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名                     | 住民課長 山影 寿幸  | 住民課長   | 事後   |                 |
| 令和1年6月28日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数                                   | 平成27年4月1日時点   | 平成31年4月1日時点  | 事後   |                 |
| 令和1年6月28日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数                                   | 平成27年4月1日時点   | 平成31年4月1日時点  | 事後   |                 |
| 令和1年6月28日 | IV リスク対策  | —   | IV リスク対策   | 事後   | 様式変更によりリスク対策を追加 |
| 令和2年3月31日 | 3. 個人番号の利用 法令上の根拠                                     | 番号法第9条、番号法第19条第1号及び第2号、番号法別表第1の31の項   | 番号法第9条第1項、番号法第19条第1号及び第2号、番号法別表第1の31の項   | 事後   | 再評価             |
| 令和2年3月31日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数                                   | 平成31年4月1日時点   | 令和2年3月1日時点   | 事後   | 再評価             |
| 令和2年3月31日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数                                   | 平成31年4月1日時点   | 令和2年3月1日時点   | 事後   | 再評価             |
| 令和2年3月31日 | IV リスク対策 4. 情報提供ネットワークシステムとの接続                        | [ ]接続しない(入手)  | [○]接続しない(入手)   | 事後   | 再評価             |
| 令和2年3月31日 | IV リスク対策 4. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | 十分である   | —  | 事後   | 再評価             |
| 令和7年3月31日 | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務                        | 国民年金法などに基づき、町で行う年金に関する事務は国民年金第1号被保険者の加入・喪失の届出、任意加入の申出、保険料の免除申請、学生納付特例申請、給付申請、老齢福祉年金や特別障害給付金の諸届出等々を受理し報告する事務並びに年金相談事務などである。                        | 国民年金法などに基づき、町で行う年金に関する事務は国民年金第1号被保険者の加入・喪失の届出、任意加入の申出、保険料の免除申請、学生納付特例申請、給付申請、老齢福祉年金や特別障害給付金、年金生活支援給付金の諸届出等々を受理し報告する事務並びに年金相談事務などである。 | 事後   |                 |
| 令和7年3月31日 | I 関連情報<br>3. 個人番号の利用                                  | 番号法第9条第1項、番号法第19条第1号及び第2号、番号法別表第1の31の項<br>番号法別表第1の31の項の上段は、厚生労働大臣と定められているが、被保険者の異動等の届出書、免除等の申請書、給付年金の請求書の受理及び同書の日本年金機構への通知は、個人番号関係事務実施者として市町村が行う。 | 番号法第9条第1項及び別表46の項、第116の項、第128の項<br>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第59条、第68条の2                          | 事後   |                 |
| 令和7年3月31日 | I 関連情報<br>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求                      | 由仁町 総務課 庶務・財政担当<br>〒069-1292 北海道夕張郡由仁町新光200番地 Ⅸ0123-83-2111   | 由仁町 総務課 庶務・財政担当<br>〒069-1292 北海道夕張郡由仁町新光200番地 電話0123-83-2111(代表)   | 事後   |                 |
| 令和7年3月31日 | I 関連情報<br>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ                    | 由仁町 住民課<br>〒069-1292 北海道夕張郡由仁町新光200番地 Ⅸ0123-83-3903   | 由仁町 住民課 戸籍・国保担当<br>〒069-1292 北海道夕張郡由仁町新光200番地 電話0123-83-3903(直通)   | 事後   |                 |
| 令和7年3月31日 | IVリスク対策<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託                       | 十分である   | —  | 事前   |                 |
| 令和7年3月31日 | IVリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続                      | 十分である   | —  | 事後   |                 |
| 令和7年3月31日 | IVリスク対策<br>8. 入手を介在させる作業                              | —   | 項目追加   | 事後   | 新様式による変更        |
| 令和7年3月31日 | IVリスク対策<br>11. 最も優先度が高いと考えられる対策                       | —   | 項目追加   | 事後   | 新様式による変更        |